第2部

計画の基本的な考え方

第１章　基本理念

本計画の推進にあたり、本市が目指すべき基本理念について、以下のとおりとします。

みんなが笑顔で育ち育てられるまち　ふかや

～全てのこども・若者が「まごころと思いやり」の中で幸せに育まれる社会の実現を目指して～

令和５年に策定された「こども大綱」では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すことが掲げられています。

「こどもまんなか社会」を実現するためには、常にこどもや若者の最善の利益を第一に考え、こどもや若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることが重要となります。

また、本市の最上位計画である「第２次深谷市総合計画」では「元気と笑顔の生産地　ふかや」を将来都市像とし、「誰一人取り残さない　みんながうれしい　ふかや」を基本方針に掲げ、郷土の偉人である渋沢栄一の精神を基軸とし、SDGsの理念を踏まえた各種施策を推進しています。

栄一は、日本の近代経済発展に大きく貢献しただけではなく、社会福祉の分野においても数々の業績を残しており、その活動の背景には栄一が生涯を通じて大切にした「忠恕」（まごころとおもいやり）の精神があったと言われています。

渋沢栄一が遺した精神や考え方を継承し深谷らしい「こどもまんなか社会」を実現するため、本計画の基本理念を「みんなが笑顔で育ち育てられるまち　ふかや～全てのこども・若者が「まごころと思いやり」の中で幸せに育まれる社会の実現を目指して～」とします。

第２次深谷市総合計画

基本構想　将来都市像	後期基本計画　基本方針
「元気と笑顔の生産地 ふかや」	「誰一人取り残さない みんながうれしい ふかや」

深谷市こども計画　基本理念
「みんなが笑顔で育ち育てられるまち ふかや」
～全てのこども・若者が「まごころと思いやり」の中で幸せに育まれる社会の実現を目指して～

こども大綱「こどもまんなか社会」
全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会

第２章　基本目標

基本理念を踏まえ、計画の基本目標を以下のとおりとします。

基本目標１　こどもの権利の尊重と自分らしい育ち・暮らしの確保

全てのこども・若者を権利の主体として認識し、意見を表明することができ、ともに政策を進めていくための仕組みづくりを構築します。また、多様な価値観に出会い、人格と個性を尊重し合いながら、自分らしく生き、暮らしていくことができるための社会環境づくりを推進します。

基本目標２　妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実

安心・安全な妊娠・出産のための支援の充実を図るとともに、子育て家庭が抱える不安や悩みに寄り添い、子育てにかかる過度な負担や孤立感を抱くことなくこどもに向き合うことができるよう、切れ目のない包括的な支援の充実を図ります。

基本目標３　こども・若者の健やかな成長と希望を叶えるための支援の充実

乳幼児期から学童期、思春期、青年期にわたる心身の健やかな成長を支援します。また、こども・若者が家庭や学校、地域における多様な学び・体験・交流等を通じて生き抜く力を育むとともに、将来への希望を持ち、その実現を社会全体で後押しするための取組を推進します。

基本目標４　誰一人取り残さない支援の充実と安全・安心の確保

生まれ育つ家庭環境等にかかわらず、全てのこども・若者が自分らしく社会生活を送ることができるよう支援します。また、一人ひとりの特性や支援ニーズに応じたきめ細かい支援を行うとともに、困難な状況に置かれているこども・若者の安全・安心な暮らしの確保を図ります。

第3章　施策体系

基本理念	基本目標	基本施策
みんなが笑顔で育ち育てられるまち ふかや ～全てのこども・若者が「まごころと思いやり」の中で幸せに育まれる社会の実現を目指して～	1　こどもの権利の尊重と自分らしい育ち・暮らしの確保	1-1　こども・若者の権利に関する普及啓発
		1-2　こども・若者が意見を表明する機会の確保
		1-3　多様性を尊重する社会環境づくりの推進
	2　妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実	2-1　妊娠・出産支援の充実
		2-2　医療提供体制の充実
		2-3　ニーズに応じた子育て支援の充実
		2-4　共働き・共育ての支援
		2-5　ひとり親家庭への支援の充実
		2-6　子育て家庭の孤独・孤立の防止
		2-7　包括的な相談支援体制の構築・強化
		2-8　子育てや教育にかかる経済的支援
		2-9　子育て家庭にやさしい地域社会づくり
	3　こども・若者の健やかな成長と希望を叶えるための支援の充実	3-1　ライフステージを通じた健康づくりの推進
		3-2　幼児教育・保育及び学校教育の充実
		3-3　特色ある教育の推進
		3-4　家庭教育支援の推進
		3-5　こども・若者の健やかな成長を支える担い手の確保・育成
		3-6　地域における居場所づくりの支援
		3-7　多様な体験・交流活動の推進
		3-8　結婚を望む人への支援
		3-9　雇用・就労環境づくり
	4　誰一人取り残さない支援の充実と安全・安心の確保	4-1　こどもの貧困の解消に向けた取組の推進
		4-2　障害のあるこども・若者への支援
		4-3　不登校、ニート、ひきこもりのこども・若者への支援
		4-4　ヤングケアラーへの支援
		4-5　児童虐待防止対策の強化と社会的養護施策の推進
		4-6　犯罪、事故、災害からこどもを守る環境の整備